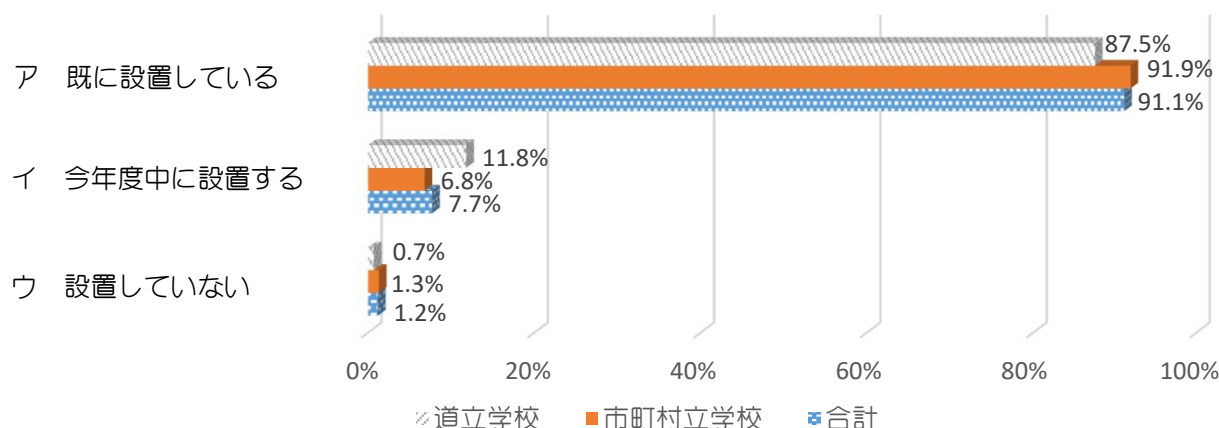


# 令和5年度（2023年度）学校における働き方改革北海道アクション・プランに係る取組状況調査【概要版】

- 調査目的  
学校における働き方改革の取組状況を把握し、効果検証や課題分析を行うとともに、今後の施策の検討に資するため。
- 調査基準日  
令和5年（2023年）9月1日
- 調査対象
  - ・道立学校 287校 [高220（全188定1併31） 中等1 特支66]
  - ・市町村立学校（札幌市立を除く。）1,213校 [小738 中444 義務24 高(定)7]

## 調査結果の概要～アクション・プランに掲げる重点的な取組の状況

### ① 働き方改革を進める上で中核となる「コアチーム」を設置しているか。



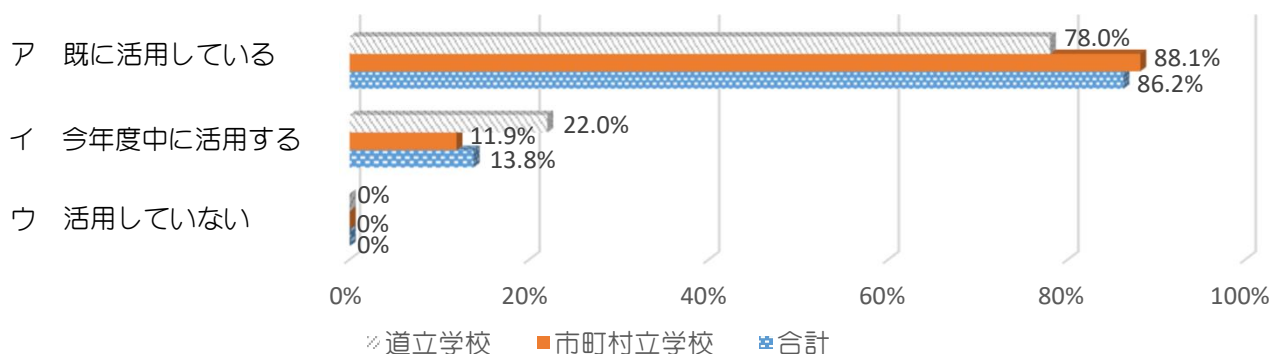
- 「既に設置している」又は「今年度中に設置する」と回答した学校は98.8%であり、昨年度（97.4%）と比較し1.4ポイント上昇。
- 特に、市町村立学校は98.7%（昨年度比+1.6ポイント）と設置が進んでいる。

各学校においては、「コアチーム」を中心に、全職員との対話を通じて課題を共有するなど、学校全体で働き方改革の取組を進めることが必要。

### ◇「コアチーム」からの提案により改善を行った業務とその具体的な内容

- ・ 分掌を再編し情報部を立ち上げ、ICT担当教員の業務量を適正化
- ・ ICTを活用した職員会議資料等のペーパーレス化、欠席連絡フォームの運用、生徒・保護者宛ての配布文書の多くをデータで提供
- ・ 成績評価の二期制移行（通知表発行を年3回から2回に、所見は年1回）
- ・ 行事の精選及び縮小化
- ・ 授業時数（余剰時数）の適正化
- ・ 部活動顧問の複数配置により部活動の指導に関わらない日を設定
- ・ 定時退勤日と合わせ「NO会議」の日を設定、各教員等が自身で設定する「私の定時退勤日」の推進

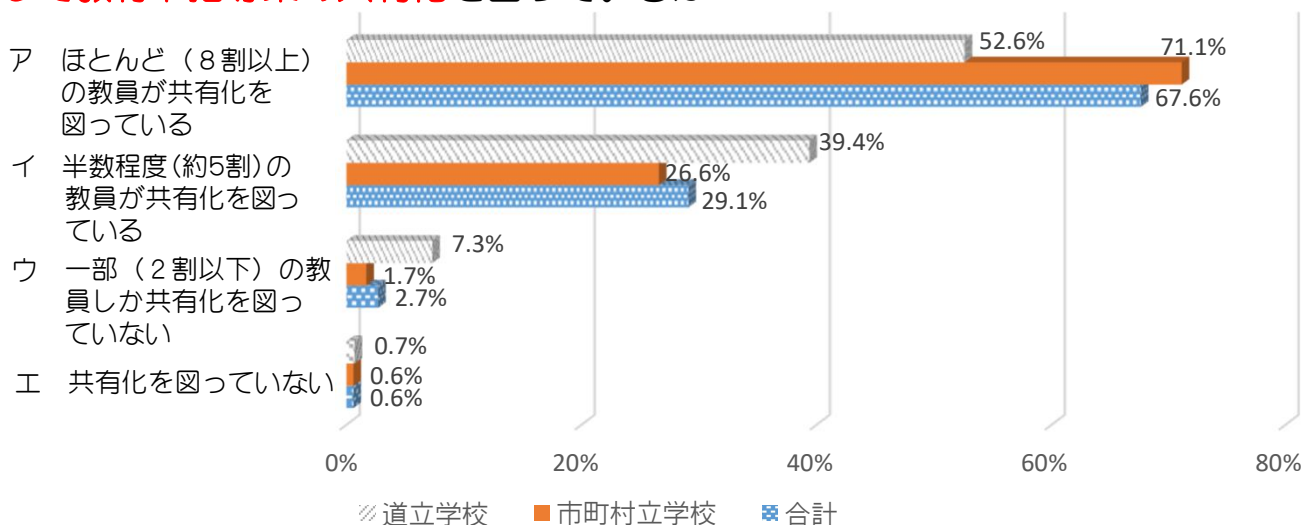
② 働き方改革の取組の進捗状況を検証する**チェックリスト（北海道の学校における働き方改革手引「Road」第7章に掲載）**を活用しているか。



- 全ての学校が「既に活用している」又は「今年度中に活用する」と回答しており、昨年度（99.6%）と比較し0.4ポイント上昇。

「チェックリスト」の活用により、働き方改革の進捗状況を把握・分析し、フィードバックにより取組を適時見直していくことが効果的であり、継続的に活用を図ることが大切。

③ 授業準備に関して、どのくらいの教員が教科間・学年間などで**ICTを活用して教材や指導案の共有化**を図っているか。



- 「ほとんど（8割以上）の教員が共有化を図っている」と回答した学校は67.6%であるが、市町村立学校の71.1%に対し道立学校は52.6%と、約20ポイントの差。

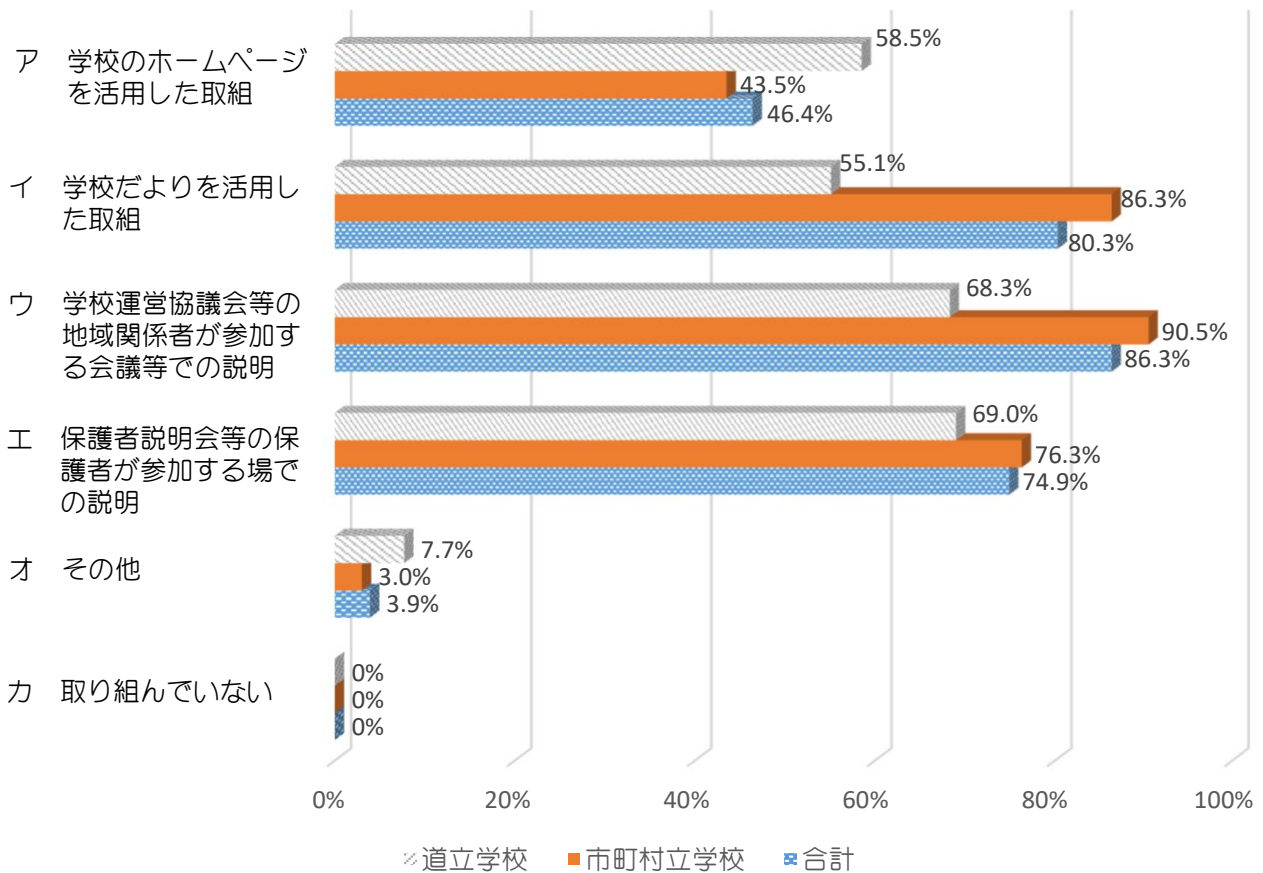
- さらに、「半数程度（約5割）の教員が共有化を図っている」と回答した学校も29.1%であり、教員間・学校間で活用状況に差が見られる。

ICTは教育活動の充実だけではなく校務の効率化を進める上でも基盤となるツールであり、ICTの活用による教材や指導案の共有化などを更に積極的に進めることが必要。

◇ 「一部の教員しか共有化を図っていない」又は「共有化を図っていない」理由

- 1教科1人体制のため共有化は困難
- ICTに関して、苦手意識のある教職員が一定数存在
- 単学級、複式学級の学校なので、共有する教材があまりない

④ 保護者や地域・社会に対して、働き方改革への理解や協力を求める取組をどのように実施しているか。〈複数回答〉



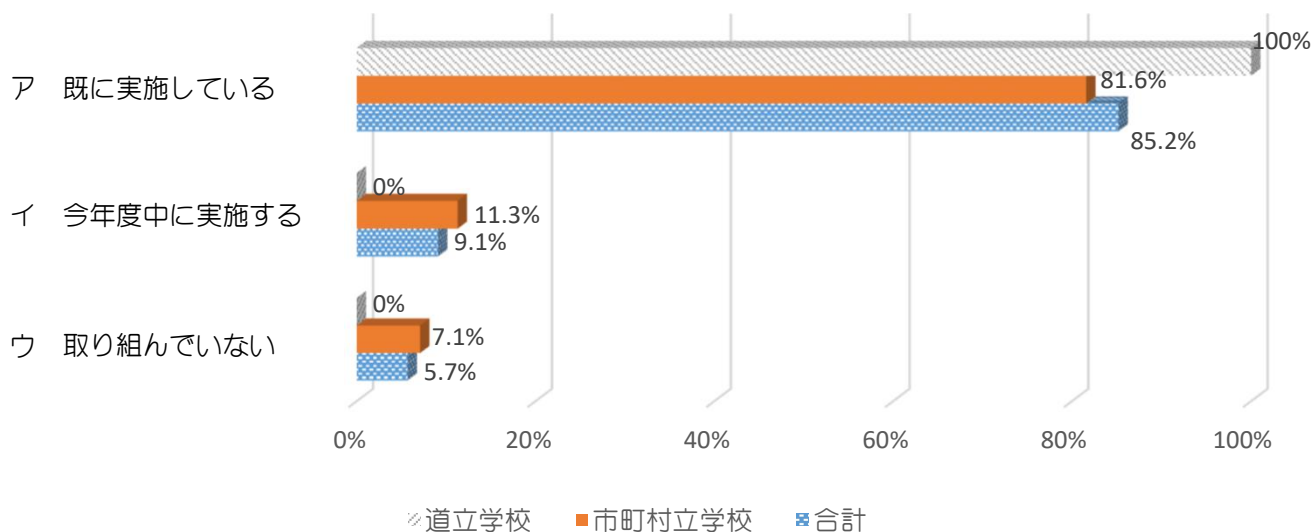
- 保護者や地域・社会に対して、全ての学校が働き方改革への理解や協力を求めるための取組を実施しており、昨年度（99.5%）と比較し0.5ポイント上昇。
- 「学校運営協議会等の地域関係者が参加する会議等での説明」を行っている学校が86.3%と最も多く、特に、市町村立学校で取組が進んでいる。

働き方改革を進めるためには保護者等の理解は不可欠であり、日頃から、学校の取組などについて幅広く保護者や地域に対して情報発信するなど、情報の共有を図ることが必要。

◇ 保護者や地域・社会に対して、働き方改革への理解や協力を求め、その取組が働き方改革につながった事例

- ・ 配布文書のデータ化やメール送信について、保護者への理解を求めることで、印刷作業等が削減
- ・ 教員が行っていた朝の見守り活動について、コミュニティ・スクールで実施してくれるようになり、教員の負担が軽減
- ・ 近隣の大学の学生が放課後や長期休業期間の補習や運動会などの行事に協力してくれるようになり、教員の負担が軽減
- ・ P T A 役員会等で、働き方改革への理解を求めたことで、学芸会などの行事において保護者から積極的な協力が得られるようになった
- ・ 成績評価の二期制移行、学校行事の平日開催等について、保護者、地域に丁寧に説明したことで、理解を得られ変更が実現

⑤ 教職員の適切な労働環境を確保するため、労働安全衛生法に基づき、**衛生管理者又は衛生推進者**を選任し、労働安全衛生管理体制を整備しているか。



○ 「既に実施している」又は「今年度中に実施する」と回答した学校は94.3%であり、昨年度（93.1%）と比較し1.2ポイント上昇。

教職員50人以上の学校では、衛生管理者の選任等が、教職員10～49人の学校では、衛生推進者の選任が法令上の義務とされており、学校における一層の労働安全衛生管理の充実を図ることが必要。

文部科学省は、法令上の義務が課されていない学校においても、可能な限り義務が課せられている学校に準じた体制の充実に努めるよう求めており、「取り組んでいない」と回答した学校も含めて、更に体制の充実を図ることが必要。